**千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格調査マニュアル**

１　趣　旨

このマニュアルは、千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領（以下「要領」という。）に基づく低入札価格調査において、当該調査対象の業務委託が契約内容に適合した履行がなされるか否かについて確認するため、その調査方法及び内容等について定めるものとする。

２　審査委員による審査

審査委員は、契約事務担当職員から低入札価格審査依頼書（要領様式第２号）により低入札価格調査の審査依頼があった場合は、提出された調査報告書及びその他添付資料並びに必要に応じて行うヒアリングにより審査を行う。

なお、別記２書類作成要領で提出を求めている別記様式及びその添付書類が不足している場合は審査ができないものとして審査を中止し、その旨を低入札価格審査報告書（要領様式第３号）により契約担当事務職員に報告するものとする。

ただし、審査委員長は、調査報告書等及びヒアリングの内容により、調査対象者の調査報告書等が別記２書類作成要領に従い作成されていることを確認した上で、なお必要な書類を提出すべきことなどの指示を行ったときは、要領第７条第４項の規定により、書類の追加提出を認めるものとする。

審査委員は、特に下記の項目について重点的に審査を行う。

(1)　当該価格で入札した理由

当該価格で入札した理由（根拠等）により、当該入札価格で、当該業務委託が求める品質を確保できるか確認する。

その理由（根拠等）が別記２作成要領で求めているもののみでは不足する場合は、それを説明できる資料を提出させるものとする。

(2)　積算内訳書及び積算内訳書の明細

入札金額の内訳について以下の調査を行う。

ア　仕様及び数量

(ア)　 設計図書等（建築関係の建設コンサルタント業務のうち建築設計業務にあっては設計仕様書等。以下同じ）で配布された内訳表に対応する積算内訳となっているか。

(イ)　設計図書等での要求事項を理解して見積もりを行っているか。

(ウ)　指定の数量によって積算されているか（数量の指定のない場合は、業者の数量による。）。

イ　直接費（直接業務費、直接測量費、直接調査費、直接人件費等）

人件費、材料費、機械経費、旅費交通費等の直接経費について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合は、当該単価の設定理由を記載した書類等の提出を求めるなど詳細な調査を行う。

ウ　再委託業者との関係

再委託を予定している場合には、予定している履行体制図及びその再委託業者からの見積書等の提出を求め、再委託に係る見積額が入札金額の積算内訳に正しく反映されているか確認する。

以下の場合には、その理由を記載した書類等の提出を求め、これに基づき詳細な調査を行うとともに、必要に応じて再委託業者のヒアリングを実施する。

(ア)　再委託業者の見積金額が入札金額の積算内訳に適切に反映されていない場合

(イ)　再委託業者の見積書等の受託内容が明確でない場合

(ウ)　再委託業者の材料費、人件費について、発注者の単価に比し相当程度低いと認められる場合

エ　間接費（間接業務費、間接測量費、間接調査費、間接経費等）

技術経費、一般管理費等の計上が不適当でないか。

(3)　手持業務の状況

手持ち業務の状況、配置予定技術者の内容について、以下の調査を行う。

ア　配置を予定する技術者ごとに、関連する手持業務の状況から、当該業務を遂行できることが可能か確認する。

(4)　技術者の配置

ア　業務を履行する上で、必要となる技術者が配置されているか確認する。

イ　予定技術者について、名簿の提出を求め入札者との雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより確認する。

ウ　実務経験の年数の指定を行っている場合は、その年数を満たしているかを確認する。

(5)　手持機械等の状況

「手持機械等の状況」において、当該業務委託において手持機械を使用する場合は、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真等で確認する。また、リース機械を使用する場合はリース会社からの見積書を確認する。

【具体例】

①手持ちの機械等の活用が可能であり、機械経費を縮減できる。

②償却資産が終わっており、損料が不要となる。

③系列会社からの取り引き、又は永年にわたり取り引きがある。

(6)　過去に履行した同種又は類似の業務名及び発注者

過去に履行した同種の業務及び発注者の状況の内容について以下の調査を行う。

ア　本市発注の業務委託の実績があれば、成績評定点等を調査する（成績評定点は、受注者には問わない、発注者自ら調査する。）。

イ　必要がある場合は、過去に施工した業務委託の履行体制及び請負代金内訳書を２～３例提出を求め、内容について確認を行う。

(7)　その他必要な事項

３　審査の結果、履行不可能とする判断基準

審査委員は、審査内容が下記の別表に該当する場合は履行不可能と判断し、その旨を低入札価格審査報告書により契約事務担当職員に報告するものとする。

別表　履行不可能とする判断基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| １ 設計仕様等に適合しない場合 | １　未計上の数量があるなど、発注者が示した設計図書等に計上した内容を満足していない場合２　仕様と異なる条件で見積りを行っている場合 |
| ２ 積算内訳書算出根拠が適正でない場合 | １　算出根拠が明確でない場合２　金額が一括計上されている場合（本市の積算内訳書上で詳細な内容を提示していない場合は除く。）３　下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合４　下請け見積書等の業務委託内容が不明確な場合５　機械リース・材料に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合６　機械リース・材料に係る見積額及び下請予定業者の見積金額が市場価格と比べ著しく低く見積もられている場合や見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているにもかかわらず、それを十分に反映していない場合など、いわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合 |
| ３ 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合 | １　法令上配置すべき技術者が配置されない場合２　その他重大な法令違反がある場合 |
| ４ その他 | １　入札金額の違算２　別件業務委託と間違える等の錯誤（誤字、脱字は除く。）３　審査年度を除く過去５か年度間の契約課が発注する業務委託における成績評定点が５５点未満のものが２件以上ある場合４　低入札価格調査に協力しない場合５　上記のほか、審査委員が適正な業務委託の履行がなされないと判断した場合 |